

警報等の発表・解除にともなう生徒の登下校について

四日市市立保々中学校

- ☆ みだしの警報等とは、「暴風警報、東海地震注意情報、東海地震予知情報(警戒宣言)、気象に関する特別警報を含む警報等、津波（大津波）警報」をさします。
- ☆ 次の場合、「すぐメール」で配信する予定ですが、通信不能になる場合も考えられますので、テレビやラジオ報道などに十分注意して判断してください。

I 暴風警報、東海地震注意情報または予知情報（警戒宣言）に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時刻	対 応	時刻	対 応
7:00 (登校前) まで	自宅待機 「お子さんだけで待機」になる家庭は、必ず、隣人・知人等に保護を依頼しておいてください。	7:00 までに 解除	通常通り登校
登校後	学校は、状況を確認して、必要な対応をとります。	7:00を経過して 解除されない	臨時休校

II 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、震度6弱以上の地震発生、（緊急地震速報）に対する対応

発表された場合	
時刻	対 応
7:00 (登校前) まで	臨時休校 ○登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保（ただちに命を守る行動）に努めてください。 ・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（津波以外）
登校後	学校待機 ○安全確保をするとともに、避難場所(校外学習時)や校内の安全な場所へ避難します。 【震度6弱以上の地震発生、（緊急地震速報）の場合】 ○ただちに身の安全を確保に努め、保護者の出迎えのあるまで学校で待機します。その後、市災害対策本部（危機管理室）など、公的機関の指示に従います。

○登校後に特別警報が解除された場合は、周囲の状況とその後の天候等の情報を収集し、安全確認後、一斉下校となります。

III その他

- (1) 保々中学校区は津波対応の対象地区外ですが、「津波(大津波)警報」が発表された場合、十分に情報を確認して、市災害対策本部等から出される指示に従います。登校後から日課終了以外の時間に発表された場合は、十分に情報を確認して、市災害対策本部等から出される指示に従ってください。
- (2) その他の警報（大雨洪水警報等）や注意報の場合は、平常どおり授業を行います。増水など、危険が伴う場合は、臨時休校を行うこともあります。その場合は「すぐメール」で連絡します。
- (3) 帰宅して留守になるご家庭は、最寄りの知人などにお子さんの保護を依頼しておいてください。
- (4) 通学路の安全確認のため、情報などを学校までお知らせください。
- (5) デリバリー給食は、急なキャンセルがシステム上できないため、臨時休校になった場合の返金はありません。